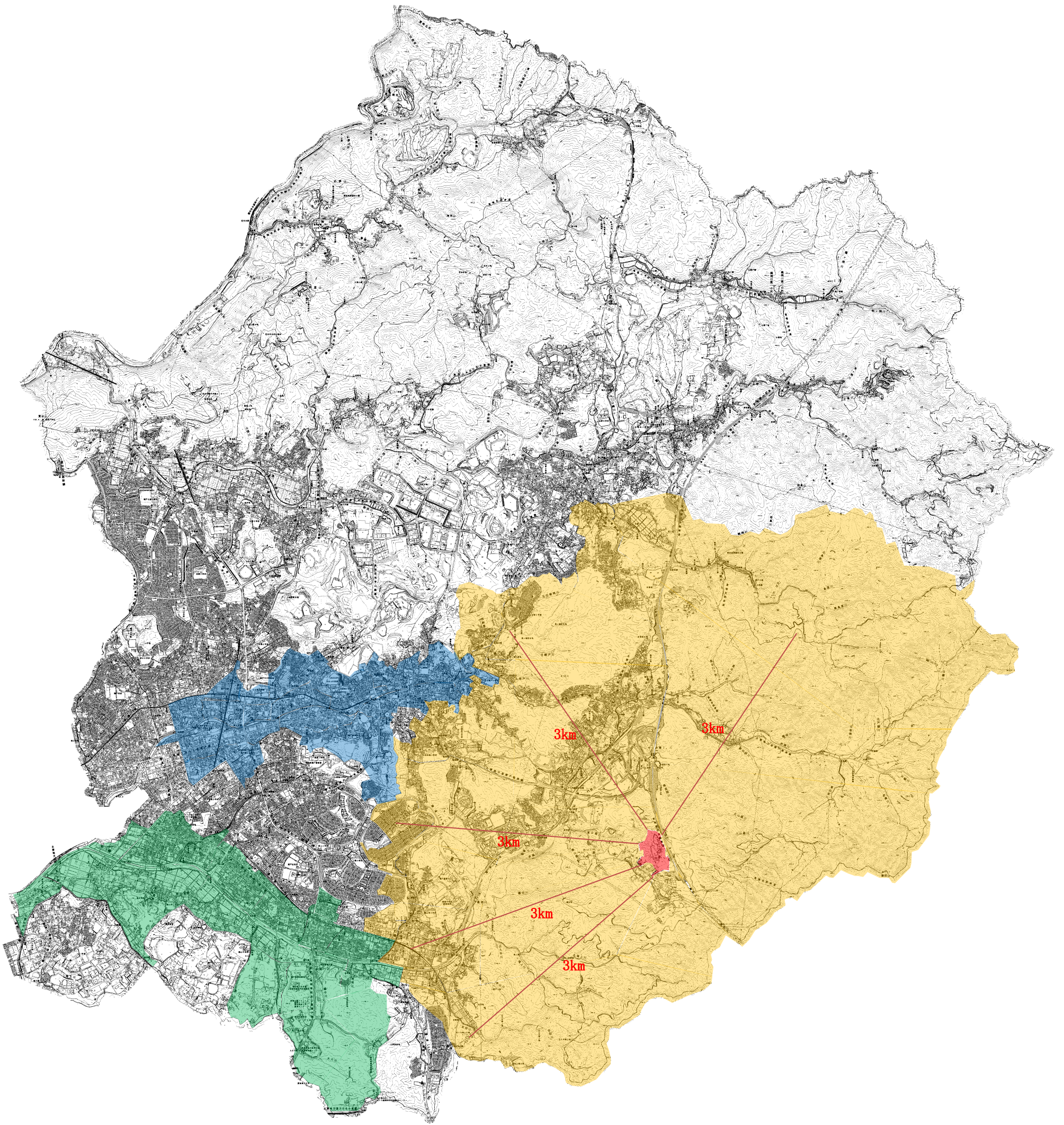




■: 事業区域

■: ①計画地から 3 キロメートル以内にある町域

■: ②馬ヶ城浄水場から給水されている町域

■: ③処分場の排水が放流される河川の下流域において、農業用水を取水している町域及びその河川に面している町域

※①～③が重なる場合、参考図の色の優先順位は ■ > ■ > ■ とします。